

令和3年度喫煙対策実施状況調査結果の概要

山梨県

第1 調査の概要

1 目的

喫煙は喫煙者本人のみならず、周囲の非喫煙者の健康にも影響を及ぼすことから、重要な健康課題のひとつである。令和2年4月1日、「健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」）」が全面施行され、多数の人が利用する施設などにおける受動喫煙対策が強化された。

本調査は、こうした法整備を踏まえ、県内の施設や事業所等における喫煙対策の状況を把握し、本県のたばこ対策の推進を図るための基礎データを得ることを目的として実施する。

2 実施主体

山梨県

3 調査方法

郵送調査法とし、調査票の回答方法は自記式による。

4 調査期間

令和3年11月22日～令和3年12月20日

5 調査基準日

令和3年12月1日

6 調査対象数

国・県の機関、市町村（教育委員会含む）、病院、学校、
民営事業所（従業員が50人以上）

計 1,169 箇所

7 回答施設数及び回収率、対象者数

施設数：813 施設（回収率 69.5 %）

対象者数：男性 42,385 人、女性 29,332 人 計 71,717 人

【表1】 調査対象別の回収率及び対象者数

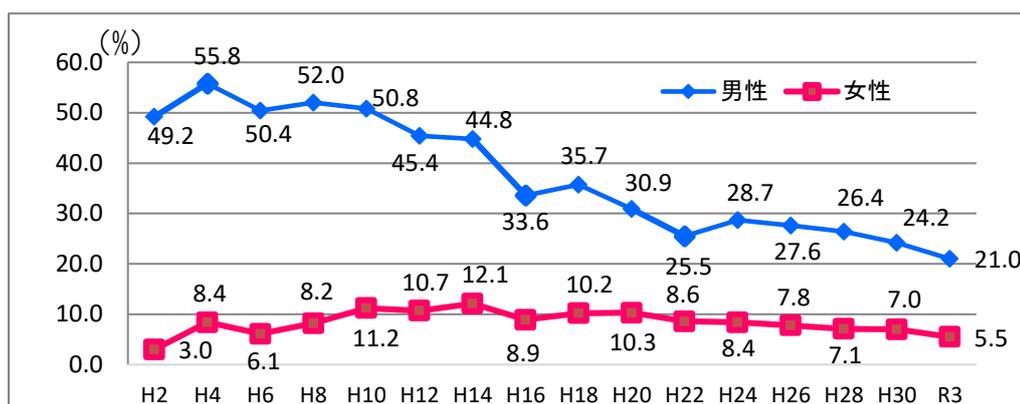
調査対象	対象施設			対象者数		
	対象施設数	回収施設数	回収率(%)	男性	女性	計
国の機関	98	68	69.4	1,802	844	2,646
県の機関	93	89	95.7	5,785	2,150	7,935
病院	60	44	73.3	2,604	5,913	8,517
市町村の機関	55	41	74.5	4,561	4,538	9,099
小・中・高校・支援学校	326	296	90.8	3,893	4,577	8,470
大学・短大・専門学校	37	32	86.5	710	579	1,289
民営事業所	500	241	48.2	22,418	9,510	31,928
所属分類不可		2		612	1,221	1,833
総計	1,169	813	69.5	42,385	29,332	71,717

第2 調査結果

1 喫煙率の状況

回答が得られた 813 施設の構成員のうち、喫煙者の数は、男性 8,914 人（42,385 人中）、女性 1,612 人（29,332 人中）、合計 10,526 人（71,717 人中）であり、喫煙率は、男性 21.0%、女性 5.5%である。

喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率は、調査開始当初からは2分の1以下に減少しており、前回の調査結果より 3.2 ポイント減少している。女性は平成 22 年度から減少しており、前回の調査結果より 1.5 ポイント減少している。【図 1】



【図 1】 喫煙率の年次推移

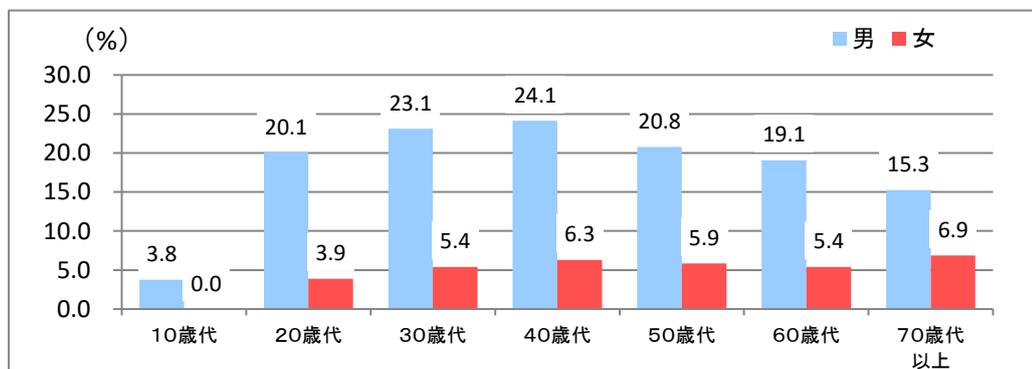
※平成 4 年度調査から 100 人以上の民営事業所を追加
平成 10 年度調査から病院を追加
平成 20 年度調査から民営事業所は 50 人以上に拡大

2 男女別・年代別の喫煙率

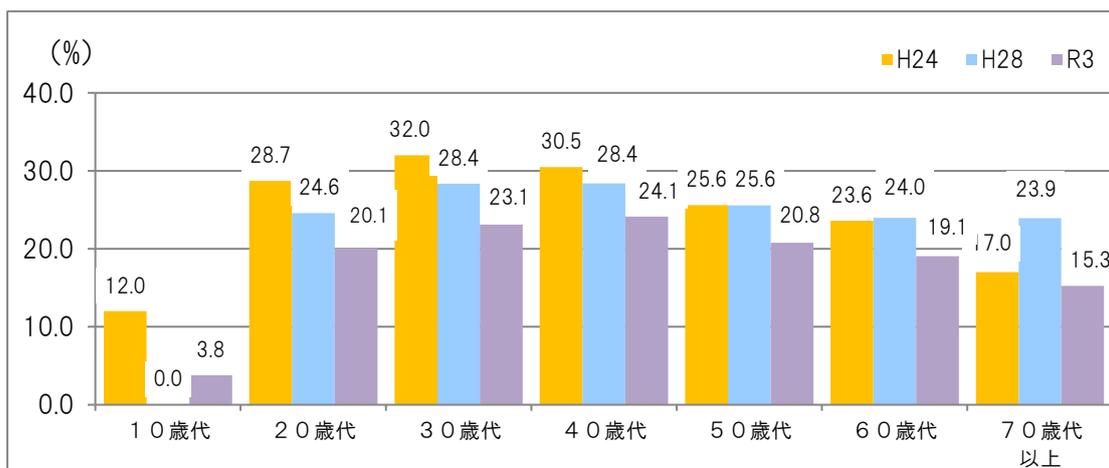
男女別・年代別の喫煙率を見ると、男女ともに 40 歳代まで喫煙率が増加し、以降、男性は減少しているが、女性は 70 歳代以上で増加している。【図 2】

年代別喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率が最も高いのは 40 歳代であるが、どの年代においても減少傾向である。【図 3】

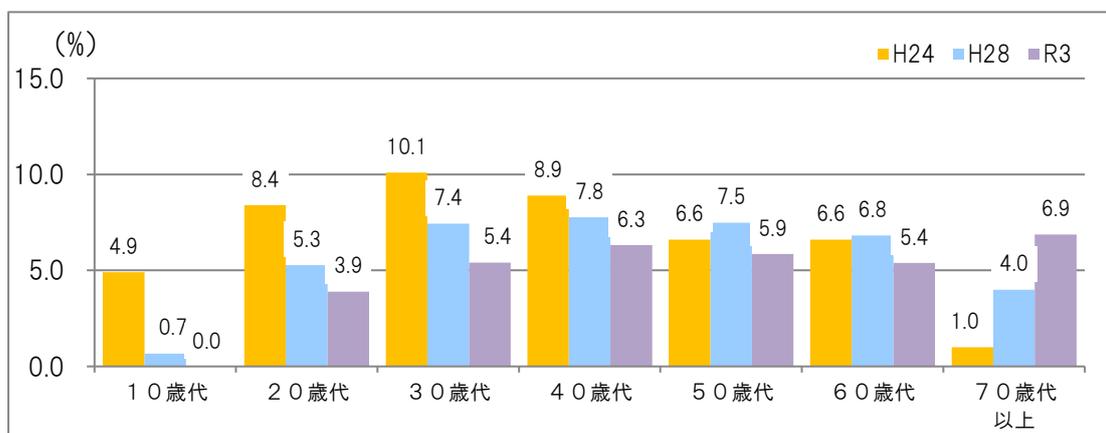
女性の喫煙率で最も高いのは 70 歳代以上で増加傾向であるが、その他の年代においては減少傾向である。【図 4】



【図 2】 男女別・年代別喫煙率



【図3】年代別喫煙率の年次推移（男性）



【図4】年代別喫煙率の年次推移（女性）

3 職場の喫煙対策

令和2年4月1日、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行され、施設類型により規制内容が異なる（※）ため、屋外の喫煙場所及び屋内の喫煙専用室の設置等、職場の環境面に対する喫煙対策について聞いた。

- （※）○第一種施設（多数の者が利用する施設のうち、学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等）は、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可）
○第二種施設（多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設・民営事業所等）は、原則屋内禁煙（喫煙専用室の設置可）

（1）屋外喫煙場所の設置率

屋外喫煙場所の設置率は、「設置している」が38.0%、「設置していない」が61.3%である。【表2】

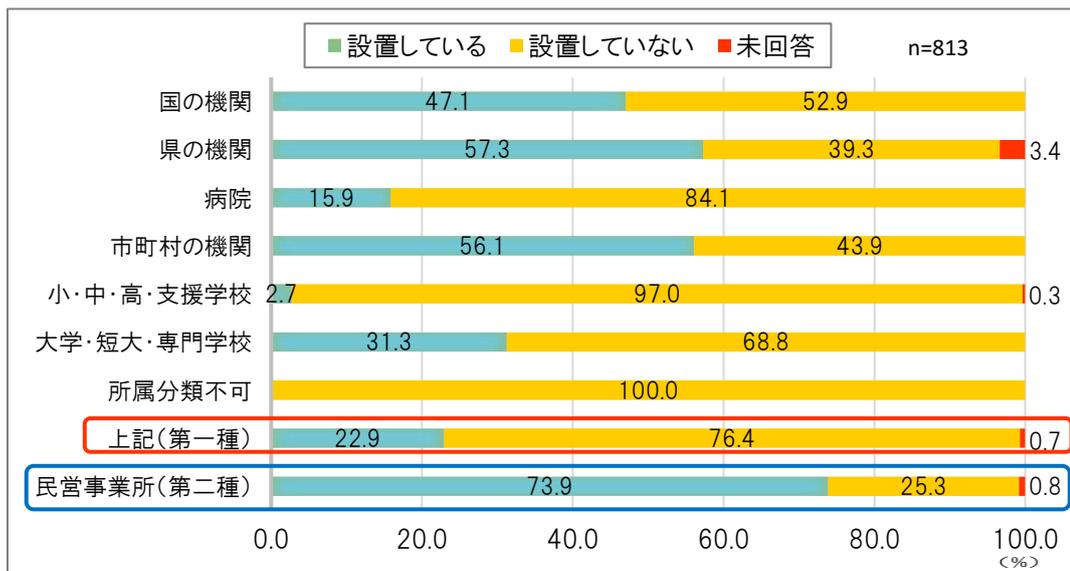
第一種施設（学校・病院・行政機関等）で屋外喫煙場所を設置していない割合は76.4%で、内訳は、小・中・高校・支援学校（97.0%）、病院（84.1%）の順に多い。第一種施設で屋外喫煙場所を設置していない施設は、敷地内を全て禁煙にしている。

第一種施設（学校・病院・行政機関等）で屋外喫煙場所を設置している割合は22.9%で、県の機関（57.3%）、市町村（56.1%）、国の機関（47.1%）の順に多い。

第二種施設（民営事業所）では、73.9%が屋外喫煙場所を設置している。【図5】

【表2】 屋外喫煙場所の設置率

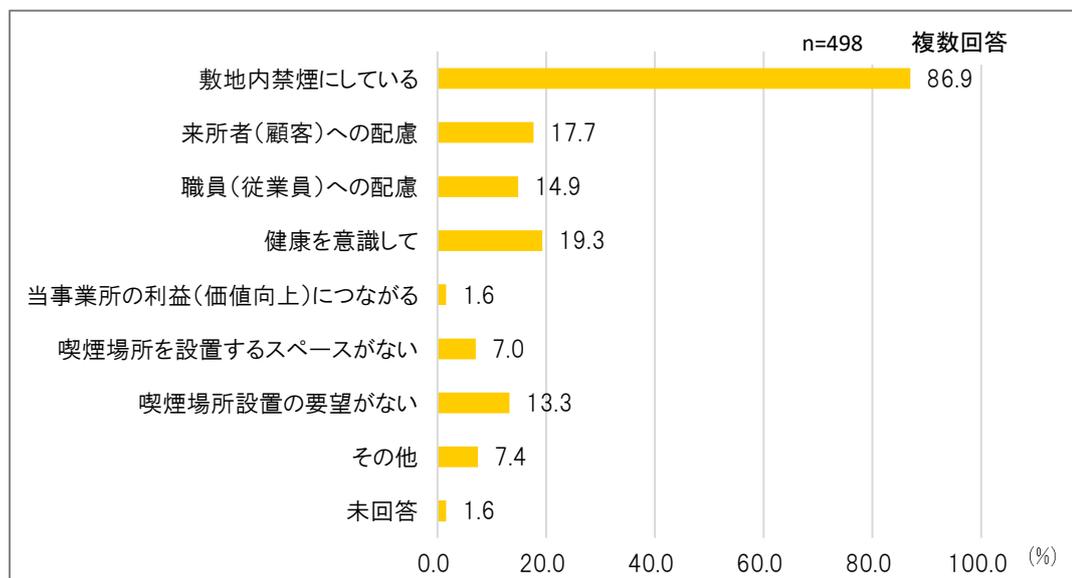
	施設の種類の割合 (%)		計
	第一種	第二種	
設置している	131 (22.9)	178 (73.9)	309 (38.0)
設置していない	437 (76.4)	61 (25.3)	498 (61.3)
未回答	4 (0.7)	2 (0.8)	6 (0.7)
合計	572 (100)	241 (100)	813 (100)



【図5】 事業所の屋外喫煙場所の設置率

(2) 屋外喫煙場所を設置していない理由

【表2】の「屋外喫煙場所を設置していない」と答えた事業所（n=498）のうち、屋外喫煙場所を設置していない理由で最も多かったのは、「敷地内禁煙にしている」が86.9%で、「健康を意識して」が19.3%、「来所者（顧客）への配慮」が17.7%である。【図6】



【図6】 屋外喫煙場所を設置していない理由

(3) 喫煙専用室の設置率（民営事業所のみ）

喫煙専用室の設置率は、「設置している」が24.1%、「設置していない」が69.3%（167施設）であり、屋内を全て禁煙にしている民営事業所は7割である。【表3】

全事業所（813施設）のうち、民営事業所（241施設）以外の事業所（572施設）は屋内禁煙であることから、全事業所の中で屋内禁煙は90.9%（739施設）となり、前回の調査結果（37.7%）に比べ大幅に増加している。

なお、喫煙専用室を設置せず、屋外喫煙場所を設置していない民営事業所（37施設）は敷地内禁煙であり、第一種施設の敷地内禁煙（437施設）と合わせて474施設となる。敷地内禁煙の割合は、全事業所に対して58.3%であり、前回調査結果（45.4%）に比べ増加している。

【表3】 喫煙専用室の設置率

	施設数	率 (%)
設置している	58	24.1
設置していない(屋内禁煙)	167	69.3
未回答	16	6.6
合計	241	100.0

4 職員（従業員）への喫煙対策

喫煙対策の実施率は、「実施している」が57.8%、「実施していない」が41.2%である。

【表4】 「実施している」事業所は、「病院」が86.4%と最も高く、最も低いのは「大学・短大・専門学校」の43.8%である。【表5】

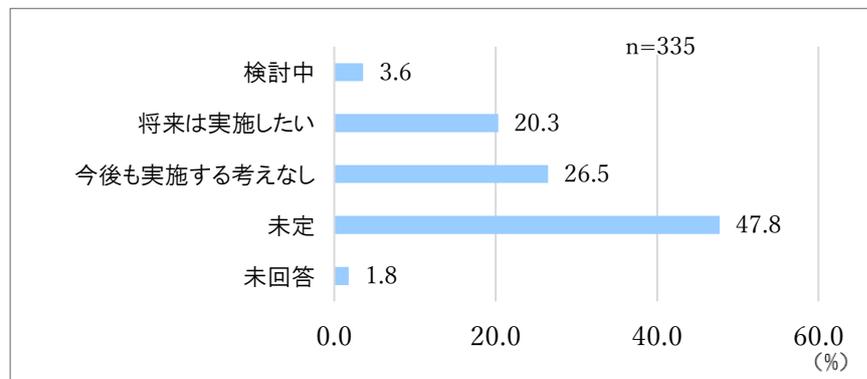
【表4】の「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所（n=335）のうち、喫煙対策を今後実施する意向があるのか聞いたところ、「未定」が47.8%、次いで「今後も実施する考えなし」が26.5%、「将来は実施したい」が20.3%であることから、今後、事業所が主体的に喫煙対策を実施してもらえるように支援方法の検討が必要である。【図7】。

【表4】 職員（従業員）への喫煙対策の実施率

	施設数	率 (%)
実施している	470	57.8
実施していない	335	41.2
未回答	8	1.0
合計	813	100.0

【表5】 調査対象別の従業員への喫煙対策の実施率

調査対象	回答数	実施している (%)	実施していない (%)	未回答
国の機関	68	40 (58.8)	27 (39.7)	1
県の機関	89	57 (64.0)	30 (33.7)	2
病院	44	38 (86.4)	6 (13.6)	0
市町村	41	30 (73.2)	11 (26.8)	0
小・中・高・支援学校	296	160 (54.1)	134 (45.3)	2
大学・短大・専門学校	32	14 (43.8)	18 (56.3)	0
民営事業所	241	129 (53.5)	109 (45.2)	3
所属分類不可	2	2 (100)	0	0
合計	813	470 (57.8)	335 (41.2)	8

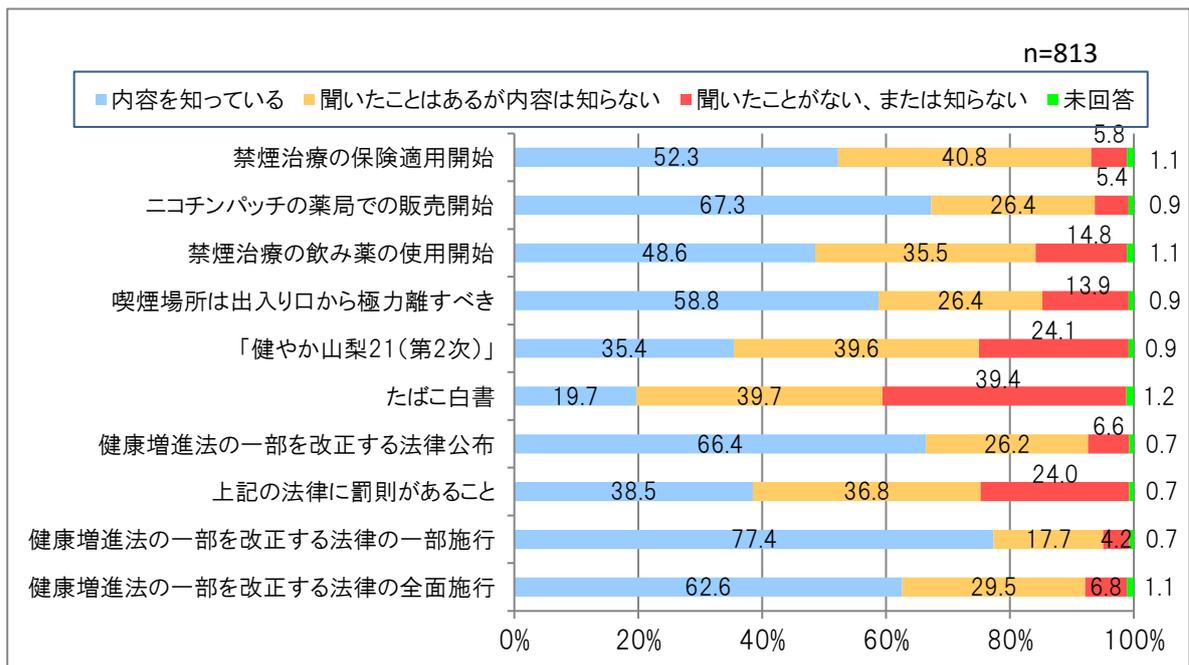


【図7】 職員（従業員）への喫煙対策の意向

5 たばこに関する知識（認知度）

事業所の衛生管理者又は施設管理者に、たばこ対策に関する法律や情報把握等について聞いたところ、「健康増進法の一部を改正する法律公布」に関しては、「内容を知っている」（66.4%）が前回の調査結果（47.2%）に比べ増えている。法律に罰則があることに関しては、「聞いたことはあるが内容は知らない」「聞いたことがない・知らない」（60.8%）であり、前回の調査結果（70.8%）に比べ減少したが、6割を占めている状況である。

「改正健康増進法の全面施行」の内容について、「聞いたことはあるが内容は知らない」「聞いたことがない・知らない」が36.3%であり、法律の罰則規定の認知度も低いため、引き続き周知が必要である。【図8】



【図8】 たばこに関する情報についての認知度